

「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画」の概要

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

県民の健康を守り、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すことを目的に、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進するため、行政機関、教育機関、医療機関、福祉機関、民間団体等様々な関係者等が連携し、実効性のある計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

アルコール健康障害対策基本法第14条第1項の規定に基づく都道府県アルコール健康障害対策推進計画

3. 計画期間 平成30(2018年度)～35年度(2023年度) (6年間)

第2章 滋賀県の現状

1. 不適切な飲酒者の状況

(1)生活習慣病のリスクを高める量※を飲酒している人(20歳以上)の割合

※純アルコール摂取量 一日平均男性40g以上、女性20g以上
(純アルコール20g = 日本酒1合、ビール500ml)

H21 男性21.8%、女性5.8% → H27 男性11.7%、女性4.6%

(2)未成年の飲酒(15～19歳)の割合

H21 男性9.2%、女性7.2% → H27 男性7.0%、女性5.1%

2. アルコール依存症患者の状況

全国のアルコール依存症患者は、109万人(男性95万人・女性14万人)
(H25年度 厚生労働省研究班による推計値)

3. アルコール健康障害にかかる医療の状況

(H28.11 県調査実施結果 ※調査対象 内科・精神科医療機関)

・初診時の主訴は、肝障害、不眠、うつが多い

・アルコール依存症またはその疑いのある患者を自院で対応している医療機関は精神科で7割、内科で3割

・連携時の課題として、アルコール専門医療機関がわからない、またはすぐに診てもらえないことに困難を感じている。また、一般診療科では、アルコール依存症で要治療と判断しても、精神科ですぐに診てもらえないことに困難を感じている。

・アルコール依存症の入院患者数 H22 48人 → H27 67人

・通院患者数(自立支援医療受給者数) H22 283人 → H27 312人

4. アルコール関連問題の状況

運転免許取消し処分者のうち、飲酒運転(酒酔いおよび酒気帯び)の割合
H22 73.6%(268人) → H28 73.4%(124人)

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

『県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現』

～正しく知り、切れ目なくつながり、健やかに暮らせる社会の実現を目指す～

2. 基本的施策の方向性

(1)正しい知識の普及および不適切な飲酒を防止する社会づくり

(2)誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

(3)医療における質の向上と連携の促進

(4)アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

第4章 重点課題と目標設定

重点課題1

飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

①未成年者、妊産婦、若い世代等、特に配慮を要する者に対する教育・啓発

②正しい知識・理解の啓発

目標設定

①未成年者の飲酒をなくす

②妊婦の飲酒をなくす

③生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人(20歳以上)の割合を男性10%、女性4%まで減少させる。

(数値目標は、健康いきいき21-健康しが推進プランの数値を反映)

重点課題2

アルコール健康障害に関する予防および相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

①早期介入

②相談拠点の明確化

③アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の明確化

④アルコール健康障害を有しているものとその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携の推進

目標設定

①一般医療機関や産業医等とアルコール専門医療機関等との連携の強化により、早期介入のための連携のしくみをつくる

②精神保健福祉センター・保健所を相談拠点機関として位置づけ、広く周知を行う

③精神医療センターを依存症治療拠点機関として位置づけ、アルコール依存症の治療のしくみをつくる

④市町や医療機関、当事者団体と連携した相談支援のしくみをつくる

⑤飲酒運転による処分対象者のうち、背景にアルコール問題があると考えられる人を相談支援機関に紹介するしくみをつくる

第5章 基本的施策

1. 発生予防のための施策

(1)教育の振興 普及啓発の推進等

ア 学校教育・家庭に対する啓発の推進

イ 普及啓発

(2)不適切な飲酒の誘引の防止

ア 未成年者・妊婦の飲酒防止

イ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の低減

2. 進行予防のための施策

(1)健康診断および保健指導

(2)アルコール健康障害に関連する医療の充実等

(3)飲酒運転をした者に対する指導等

(4)相談支援等

3. 再発予防のための施策

(1)社会復帰の支援・民間団体の活動に対する支援

4. 人材育成と調査研究

(1)人材の確保等

(2)調査研究の推進等

第6章 推進体制

1. 推進体制

行政・医療・司法・教育・福祉・保健の関係機関と連携し、予防から治療、生活支援までの幅広い取組を推進する

2. 施策の評価および管理

滋賀県アルコール健康障害対策推進会議による実施・達成状況の把握と評価